

## (仮称) 藤沢市こどもの「いま」と「みらい」応援基金の創設について

本年4月1日、全てのこども(※)が将来にわたって幸せな生活ができる社会を実現するため、こども基本法(令和4年法律第77号)が施行されました。

同法においては、こども施策について、こども等の意見を反映させるために必要な措置を講ずることとされており、本市においても、今後、こどもからの意見を聴きながら、新たな施策を検討し、地域社会全体でこどもを育むまちづくりを進めていきます。

そこで、新たなこども施策等を実施する財源の一つとして、基金を創設したいため、報告するものです。

※「こども」とは、こども基本法第2条に定義されている「心身の発達の過程にある者」をいいます。

### 1 基金の目的

本基金は、こどもが、「いま」というかけがえのない時間を幸せに生きることができ、「みらい」に夢や希望をもって進んでいくことができるよう、こども自身の想いや声を尊重し、多様な主体が協働してこどもの健やかな成長を後押しできる社会を実現することを目的とします。

### 2 基金を活用して新たに実施することを想定している事業

- (1) こどもの生活、居場所及び経験や体験を充実させるために有用な事業
- (2) こどもへの支援を行う地域団体等の事業の円滑な実施に資する事業
- (3) こどもの発案又は企画に基づき、こども自身が市と協働して実施する事業
- (4) 前各号に掲げるもののほか、目的規定に規定する目的を達成する事業

### 3 基金の名称

1の目的及び2の想定事業を踏まえ、基金の名称については次の仮称とし、今後、パブリックコメントでの意見やこどもの意見などを聴いたうえで、決定します。

「(仮称) 藤沢市こどもの『いま』と『みらい』応援基金」

### 4 今後の予定

令和5年	9月中旬～10月中旬	基金条例(素案)のパブリックコメント
	9月中旬～下旬	こどもへの意見聴取
	12月	市議会定例会において条例議案の提案 市民や関係者への周知

以 上

(事務担当 子ども青少年部 子育て企画課)